## 〇食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)(抜粋)

(食品表示基準の策定等)

- 第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる 事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択す るために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定 めなければならない。
  - 一 名称、アレルゲン(食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、保存の方法、消費期限(食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

 $2 \sim 6$  [略]

(食品表示基準の遵守)

第五条 <u>食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしては</u>ならない。

(指示等)

第六条 食品表示基準に定められた<u>第四条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)が表示されていない食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。</u>

2~8 [略]

(公表)

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、<u>前条の規定による指示</u>又は命令をした ときは、その旨を公表しなければならない。

(立入検査等)

第八条 [略]

2 農林水産大臣は、第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3~9 [略]

## ○食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号)(抜粋)

(横断的義務表示)

第三条 〔略〕

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げる ものを販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。)には、同表の中欄に掲げる表示 事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

#### [略]

# 輸入品以 外の加工 食品

# 地名

- 原料原産 1 対象原材料(使用した原材料に占める重量の割合が最も高 い原材料(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和 二十八年法律第七号)第八十六条の六第一項の規定に基づく 酒類の表示の基準において原産地を表示することとされてい る原材料及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報 の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)第二条 第三項に規定する指定米穀等(米穀及び別表第十五の1の (6) に掲げるもちを除く。) の原材料である米穀を除く。) をいう。以下同じ。)の原産地を、原材料名に対応させて、 次に定めるところにより表示する。
  - 対象原材料が生鮮食品であるもの(別表第十五の2から 5までに掲げるものを除く。) にあっては、次に定めると ころにより表示する。
    - イ 国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては 原産国名を表示する。ただし、国産品にあっては、国産 である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示すること ができる。

[略]

二 対象原材料が加工食品であるもの(別表第十五の2から 5までに掲げるものを除く。) にあっては、次に定めると ころにより表示する。

イ~ハ [略]

- 三 一及び二の規定により表示することとされる原産地が二 以上ある場合にあっては、対象原材料に占める重量の割合 の高いものから順に表示する。
- 四 一及び二の規定により表示することとされる原産地が三 以上ある場合にあっては、対象原材料に占める重量の割合 の高いものから順に二以上表示し、その他の原産地を「そ の他」と表示することができる。
- 五 別表第十五の1に掲げるものの対象原材料及び2から6 までの規定により原産地を表示する原材料以外の対象原材 料にあっては、次のいずれかに該当し、かつ、三及び四の 規定により表示することが困難な場合には、次に定めると ころにより表示することができる。

イ 〔略〕
ロ 対象原材料として三以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であって、過去又は将来の一定期間における当該原産地の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動を示す資料を保管している場合には、三の規定にかかわらず、原産国名の表示に代えて、輸入品である旨を、対象原材料が生鮮食品である場合には「輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には「外国製造」等と表示することができる。

ハ [略] 六 [略]

 $2 \sim 7$  〔略〕

[略]

3 〔略〕

# 別表第十五 (第三条、第十条関係)

- 1 次に掲げるもののうち、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品((5)の緑茶及び緑茶飲料にあっては荒茶の原材料、(6)のもちにあっては米穀、(8)の黒糖及び黒糖加工品にあっては黒糖の原材料、(9)のこんにゃくにあってはこんにゃくいも(こんにゃくの原材料であるこんにゃく粉の原材料として用いられたこんにゃくいもを含む。)、(18)のこんぶ巻にあってはこんぶに限る。)の当該割合が五十パーセント以上であるもの
  - $(1) \sim (9)$  〔略〕
  - (10) 調味した食肉(加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)
- (11) ~ (22) 〔略〕

 $2 \sim 6$  [略]